

## 鳥獣害対策地域支援事業実施要領

制 定	平成26年3月26日	技第30-12号
一部改正	平成27年3月26日	技第98-1号
一部改正	平成27年4月17日	技第98-1号
一部改正	平成28年3月29日	技第98-2号
一部改正	平成29年3月31日	技第98-1号
一部改正	平成30年3月30日	技第98-1号
一部改正	平成31年4月1日	技第98-1号
一部改正	令和元年10月10日	技第98-3号
一部改正	令和2年4月1日	技第98-1号
一部改正	令和3年3月24日	技第98-3号
一部改正	令和3年5月11日	技第98-2号
一部改正	令和4年3月29日	技第98-3号
一部改正	令和5年3月30日	技第98-1号
最終改正	令和6年3月26日	技第98-10001号

### 第1 趣旨

地域が主体となって実施する有害鳥獣捕獲や被害対策の取組を支援し、農林業及び生活環境等に係る被害の防止を図ることを目的とする。

### 第2 事業の内容等

この事業のメニューは次のとおりとし、実施に当たっては、別記「鳥獣害対策地域支援事業実施基準（以下「実施基準」という。）に定めるとおりとする。

- 1 捕獲推進
- 2 捕獲機材等導入
- 3 個体群管理等推進
- 4 捕獲奨励
- 5 電気柵適切管理推進
- 6 緩衝帯整備

### 第3 事業の実施手続

#### 1 実施計画の作成等

(1) 事業を実施しようとする市町村長及び協議会長（以下「市町村長等」という。）は、鳥獣害対策地域支援事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

なお、市町村長が事業実施主体の場合には、農林漁業者等の組織する団体（以下「団体」という。）の事業要望を取りまとめ、実施計画書を作成するものとする。

(2) 実施計画書の作成に当たっては、関係各種計画等との整合性に考慮して作成するものとする。

#### 2 実施計画の承認申請

前記1の(1)の実施計画書を作成した市町村長等は、承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付し、知事に提出して承認を受けるものとする。

#### 3 実施計画の承認要件

知事は、前記2により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が

適切であり、かつ実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

なお、次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

- (1) 関係する法令、規則、要綱等が遵守されていないものがあること。
- (2) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。

#### 4 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、あらかじめ交付決定前着手届（様式第5号）を、市町村長等は農業事務所長（以下「所長」という。）に、団体は市町村長に提出することにより、交付決定前に着手できるものとする。

なお、交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、団体に対し適正な指導を行った上で、所長に提出するものとする。

また、交付決定前に着手する場合には、市町村長等は補助金交付申請書に添付する事業実施計画の「2 内容及び事業費の負担区分」の備考欄に着手年月日、交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

#### 5 事業計画の重要な変更

市町村長等は、知事の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、変更承認申請書（様式第3号）により、前記1から3に準じて手続を行うものとする。

なお、重要な変更は、実施基準に定めるとおりとする。

#### 6 事業実績の報告等

(1) 市町村長等は、事業が完了した日から1月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、鳥獣害対策地域支援事業実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に報告するものとする。

(2) 知事は、必要に応じ、市町村長等に事業の進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

### 第4 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

### 第5 助成

所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成27年4月17日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 6 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 7 この要領は、平成31年4月1日から適用する。
- 8 この要領は、令和元年10月10日から施行する。

改正後の第2の2のメニューの実施期間は令和元年10月10日から令和2年3月31日までとし、当該メニューは令和元年10月10日以降に事業実施計画の承認を受けた令和元年度事業について適用する。

改正前の本要領に基づき実施計画の承認を受けている事業については、改正後の第2の1の相当するメニューに該当する事業とみなす。

改正後の第2の2のメニューの事業実施手続は、改正後の第2の1のメニューの事業実施手続と区分して、別に行うものとする。

- 9 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 10 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 11 この要領は、令和3年4月16日から適用する。

改正前の本要領の別表のメニューの欄に掲げる4の助成対象経費の欄に掲げる(4)については、改正後の同欄に掲げる(6)に該当するものとみなす。

- 12 この要領は、令和4年4月1日から適用する。
- 13 この要領は、令和5年4月1日から適用する。
- 14 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

## 別記

### 鳥獣害対策地域支援事業実施基準

#### 第1 一般基準

- 1 補助事業は、実施計画に基づき、鳥獣被害の軽減に資する事業メニューを総合的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業の補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 3 事業実施主体は、機材の導入等にあたり、過剰とみられるような整備を排除し、事業費の低減を徹底するものとする。
- 4 事業実施主体の運営経費（毎年発生する経常経費）や、本事業以外に活用できる汎用性の高い物品の購入経費等は、補助対象としない。
- 5 事業実施にあたっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の鳥獣害対策を図るよう努めるものとする。  
なお、事業内容が国庫補助事業の活用が可能な場合は、原則として、その制度を活用することとし、活用できない場合に限り、本事業を実施するものとする。

#### 第2 個別基準

- 1 事業内容、要件等は別表のとおりとする。
- 2 事業実施主体となる農林漁業者等の組織する団体は、次に掲げる全ての要件を満たしている団体とする。
  - (1) 代表者の定めがあること
  - (2) 団体の規約が定められていること
  - (3) 団体の構成員が3名以上であること
- 3 事業実施主体となる協議会は、次に掲げる全ての要件を満たしている協議会とする。
  - (1) 代表者の定めがあること
  - (2) 協議会の規約が定められていること
  - (3) 該当市町村全域を所管する協議会であること
- 4 事業実施主体は、自己又は自己の法人その他の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

別表

メニュー	事業内容	助成対象経費	事業実施主体	補助率	要件	対象鳥獣	重要な変更	
							経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 捕獲推進	鳥獣による農林業等の被害を防止するため、生息状況、被害実態及び防除対策の実施状況に応じた有害捕獲の取組を行う。	(1) 捕獲従事者人件費 (2) 装弾購入費 (3) 捕獲従事者の保険料 (4) 誘引用エサ購入費	市町村	1/4 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が有害鳥獣捕獲許可に基づいて実施する取組であること。</li> <li>有害捕獲を、専門的技術を有する他の者に委託することが効果的である場合は、その業務を委託して実施することができるものとする。</li> </ul>	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス等	1 メニューの欄に掲げる4から1、2、3、5、6への事業費の流用  2 メニューの欄に掲げる1から6の合計事業費の30%を超える増減  3 県補助金額の増	1 メニューの新設又は廃止  2 事業実施主体の変更
2 捕獲機材等導入	有害鳥獣捕獲を促進するため、捕獲機材等の整備を行う。	(1) わな、檻導入費等 (2) 止めさし用具購入費等(銃を除く)	市町村	1/4 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が有害鳥獣捕獲許可に基づき使用する機材等であること。</li> <li>実施者に貸与する場合は、その者がわな猟免許を所有していること。</li> <li>市町村は、捕獲機材の管理簿を作成し、機動的な配置と捕獲効率の把握に努めること。また、「捕獲推進」の委託に伴って、委託先に一括して貸与する場合には、受託者に管理簿を作成するよう指導し、利用状況を把握すること。</li> </ul>	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ等		

3 個体群管理等推進	農林水産業等の被害を軽減するため、野生鳥獣の生息状況調査や個体群管理、計画的な追払い等を行う。	(1) 人件費	①追払い	市町村、農林漁業者等の組織する団体	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定鳥獣保護管理計画が策定されている獣種においては、当該計画の目標達成に配慮すること。</li> <li>調査等については、専門的技術を有する他の者に委託することが効果的である場合は、その業務を委託して実施することができるものとする。</li> </ul>	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ、カモシカ、カワウ等
			②調査・放獣	市町村			
		(2) 追払い資材・機材購入費	市町村、農林漁業者等の組織する団体				
			(3) 放獣機材等購入費	市町村			
		(4) 調査機材購入費	市町村	1/4 以内			
4 捕獲奨励	有害鳥獣捕獲の推進のため、有害鳥獣を捕獲した者、又は市町村の依頼に基づいて止めさしを実施した者に対して奨励金を交付する。	次の獣種に対して支払う奨励金	市町村、協議会	定額(1頭)		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する有害鳥獣捕獲であること又は市町村が止めさしを依頼したものであること。</li> <li>事業実施期間に奨励金支払いのための確認を行ったものであること。ただし、4月1日から翌年3月31日の間に捕獲されたものに限る。</li> <li>捕獲個体を別紙に定める方法により確認すること。</li> <li>他の同様の補助金等の交付の対象となっていないこと。ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金における緊急捕獲活動支援事業の「有害捕獲に係る捕獲活動経費」に係るもの及び市町村単独事業によるものを除く。</li> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金の実施計画において、緊急捕獲活動支援事業(有害捕獲に係る捕獲活動経費)の対象としていること。(被害</li> </ul>	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、アライグマ、ハクビシン
		(1) イノシシ(幼獣)		(1) 4千円以内			
		(2) イノシシ(幼獣:ICT活用)		(2) 8千円以内			
		(3) イノシシ(成獣:ICT活用)		(3) 8千円以内			
		(4) ニホンジカ(幼獣)		(4) 4千円以内			
		(5) ニホンザル(幼獣)		(5) 4千円以内			
		(6) カモシカ(幼獣)		(6) 4千円以内			
		(7) アライグマ		(7) 2千円以内			
		(8) ハクビシン		(8) 2千円以内			

					<p>防止計画を策定かつ協議会を設置している場合に限る。)</p> <p>ただし、当該捕獲活動経費相当額を同交付金に代わり市町村又は協議会で負担する場合については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象経費の欄に掲げる(1)については、同欄に掲げる(2)と重複して補助を受けることはできない。</li> <li>・ 市町村被害防止計画に、捕獲活動における ICT 機器の活用を位置付けていること。ICT 機器をイノシシの有害捕獲活動で活用すること。(助成対象経費の欄に掲げる(2)及び(3)の経費に限る。)</li> </ul>	
5 電気柵適切管理推進	電気柵の効果を十分に発揮させるため、維持管理の省力化を図り適切な管理を行う。	防草シート及び固定ピンの購入費	市町村、農林漁業者等の組織する団体	1/2 以内 上限補助額 90 円/m	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して設置する電気柵に敷設する防草シートであること。	ニホンジカ、イノシシ等
6 緩衝帯整備	野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地等との間に植生している樹木を伐採等して行う緩衝帯の整備(対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。)を行う。	緩衝帯整備に係る次の費用 (1)請負施工費 (2)従事する者に対する賃金、保険代 (3)刈払機、重機、車両等の借料及びその燃料代 (4)緩衝帯の整備に必要な資材購入費	市町村、協議会	1/2 以内 上限補助額 480 千円/ha	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しての緩衝帯整備ができないやむを得ない事情があること。	ニホンジカ、イノシシ等

(別紙)

## 有害捕獲個体の確認方法

捕獲奨励に係る有害捕獲個体の確認方法は、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）における捕獲確認マニュアル（群馬県版）に準じるものとし、確認者は別添様式に準じた確認書を作成するものとする。

別添様式

現地（搬入）確認日又は書類受付日	年 月 日	
※支払確認月日	年 月 日	
所 属	氏 名	確認印

※支払確認月日は、市町村が確認書を奨励金支払のために確認した日とする。

※「確認印」欄については、自署も可とする。

### 鳥獣害対策地域支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 年月日	捕獲場所 (住所等)	確認方法	処理加工 施設の種類	確認者 所属・氏名 印

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称「尾(両耳)」「両脚」とともに、当該部位を「回収」と記載する。

4：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入確認した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」、埋設するための施設は「埋設」）を記載する。

5：書類確認による場合は、捕獲日、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲場所が確認できる写真を添付する。

6：複数の者で捕獲した場合には、奨励金の分配方法を示した書類を添付する。

7：「確認者所属・氏名印」欄の印については、自署も可とする。

鳥獣害対策地域支援事業実施計画書

1 総括表（経費の配分及び負担区分）

事業実施主体	区分	事業費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
	1 捕獲推進					
	2 捕獲機材等導入					
	3 個体群管理等推進					
	(1) 人件費、 追払い資材・ 機材購入費、 放獣機材等購 入費					
	(2) 調査機材 購入費					
	4 捕獲奨励					
	5 電気柵適切 管理推進					
	6 緩衝帯整備					
	計					
	3 個体群管理等 推進					
	(1) 人件費、 追払い資材・ 機材購入費					
	5 電気柵適切 管理推進					
	6 緩衝帯整備					
	計					
	合 計					

2 事業の目的等

事業の目的					
被害の状況	区分	農業	林業	漁業	生活環境等
	被害の概要				
	被害面積	ha	ha	ha	ha
	被害額	千円	千円	千円	千円

※農業の被害面積、被害額は直近の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」で報告している数字を記入し、他の被害については、把握している場合は記入すること。

3 事業内容

(1) 捕獲推進

対象地域	
対象鳥獣	
実施時期	

ア 市町村直営

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
捕獲従事者 人件費		
装弾購入費		
捕獲従事者 保険料		
誘引用エサ 購入費		
		事業費計 円

※保険料は、契約先を記載すること。

イ 委託

業務内容	委託料積算	委託期間	委託先
	事業費計 円		

※計画承認時には、委託契約書（案）（仕様書含む）を添付すること。

(2) 捕獲機材等導入

対象地域	
対象鳥獣	
実施時期	

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
わな、檻 導入費等		
止めさし用具 購入費		
		事業費計 円

(3) 個体群管理等推進

ア 市町村が実施する事業

対象地域	
対象鳥獣	
実施時期	

①市町村直営

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
人件費 ( 追払い・ 調査・放獣)  追払い資材・ 機材購入費  放獣機材等 購入費		事業費計 円
調査機材 購入費		事業費計 円

②委託(調査等)

業務内容	委託料積算	委託期間	委託先
	事業費計 円		

※計画承認時には、委託契約書(案)(仕様書含む)を添付すること。

イ 農林漁業者等の組織する団体が実施する事業

事業実施 主体名	
構成人数	
対象地域	
対象鳥獣	
実施時期	

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
人件費 ( 追払い)  追払い資材・ 機材購入費		事業費計 円

(4) 捕獲奨励

獣種	県補助単価	計画頭数	事業費
ニホンジカ	4 千円	頭	千円
ニホンザル	4		
カモシカ	4		
アライグマ	2		
ハクビシン	2		
計			

獣種	県補助単価	計画頭数	事業費
イノシシ (ICT活用 団体)	幼獣	8 千円	頭
	成獣	8	
計			

※別添「市町村ICT機器活用計画(実績)」を添付のこと。

獣種	県補助単価	計画頭数	事業費
イノシシ (ICT未活 用団体)	幼獣	4 千円	頭
	成獣		
計			

(5) 電気柵適切管理推進

ア 市町村が実施する事業

対象地域		
対象鳥獣		
対象農作物		
実施時期		
防草シートを敷設する電気柵の内容	設置方法	
	設置内容	

※設置方法は、活用した事業名と導入年度を記載すること。  
また、設置内容は、電気柵の構造、延長等を記載すること。

区分	事業費積算（単価、数量等）
防草シート ・固定ピン	
	事業費計 円

イ 農林漁業者等の組織する団体が実施する事業

事業実施 主 体		
構成人数		
対象地域		
対象鳥獣		
対象農作物		
実施時期		
防草シートを 敷設する電 気柵の内容	設置方法	
	設置内容	

※設置方法は、活用した事業名と導入年度を記載すること。  
また、設置内容は、電気柵の構造、延長等を記載すること。

区分	事業費積算（単価、数量等）
防草シート ・固定ピン	
	事業費計 円

(6) 緩衝帯整備

対象地域	
対象鳥獣	
実施時期	

※実施場所の図面を添付のこと。

ア 市町村が実施する事業

①市町村直営

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
人件費・保険 (雑木刈払い等)		
使用料(刈払機・重機等)		
燃料費等		
		事業費計 円

②委託

業務内容	委託料積算	委託期間	委託先
	事業費計 円		

※計画承認時には、委託契約書(案)(仕様書含む)を添付すること。

イ 協議会が実施する事業

①協議会直営

事業内容	種類	事業費積算(単価、数量等)
人件費・保険 (雑木刈払い等)		
使用料(刈払機・重機等)		
燃料費等		
		事業費計 円

②委託

業務内容	委託料積算	委託期間	委託先
	<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;">                     事業費計 <span style="float: right;">円</span> </div>		

※計画承認時には、委託契約書（案）（仕様書含む）を添付すること。

4 事業完了予定                      令和                      年                      月                      日

5 添付書類

- ・協議会または農林漁業者等が組織する団体が事業実施主体の場合は、その規約
- ・その他、事業内容の各項目において指示しているもの

注1) : 実績報告書に添付する場合は、実施計画を実績に、4の事業完了予定を完了に読替え、5は実施計画時から変更があった場合のみ添付すること

注2) : 計画変更時および実績報告時において変更のある場合には、変更前後が対比できるよう、変更箇所を二段書きとし、変更前を括弧書き（ ）で上段に記載すること

(様式第1号(実施計画書)別添)

## 令和6年度 ●●市(町・村) ICT機器活用計画(実績)

申請年度	●年度目
------	------

### (1) 対象鳥獣

イノシシ

### (2) 捕獲目標頭数

◎被害防止計画における位置付け  
(ICT活用に係る記載)

被害防止計画の 計画頭数(令和6年度)	令和6年度 捕獲目標頭数	令和6年度 捕獲実績頭数
(例) 400	(例) 80	

あり	なし (記載予定)
(例) ○	

#### 【捕獲目標頭数について】

- ICT機器を活用した有害捕獲による捕獲目標頭数を記入。
- ICT機器を活用した捕獲奨励金の申請が初年度の市町村等にあつては、市町村被害防止計画における令和6年度の計画頭数の1割以上となるよう設定。
- ICT機器を活用した捕獲奨励金の申請が2年度目の市町村等にあつては、市町村被害防止計画における令和6年度の計画頭数の2割以上となるよう設定。
- ICT機器を活用した捕獲奨励金の申請が3年度目の市町村等にあつては、市町村被害防止計画における令和6年度の計画頭数の3割以上となるよう設定。

### (3) 活用するICT機器

	ICT機器名	用途区分	数量	導入年度	鳥獣交付金の活用	令和6年度 設置地区	令和6年度 設置期間	備考 (※実績報告時は捕獲頭数を記入)
計画	(例) ほかパト	捕獲通知機器	親機2基、子機60台	令和4年度	○	市内全域	R6.7~R7.3	
実績								
計画	(例) アニマルセンサー	自動捕獲機器	5台	令和5年度	○	●●地区	R6.4~R7.3	
実績								
計画								
実績								
計画								
実績								

※ 捕獲目標頭数に見合ったICT機器を導入すること。

※ 「実績」欄については、実績報告時に記入する。その際、「備考」欄には当該機器による捕獲頭数を記入すること。

なお、ICT機器ごとの捕獲頭数の把握が難しい場合には、合理的な方法により算出した頭数を記入。

( (例) 捕獲頭数を、地域のわな設置総数に占めるICT機器の設置数の割合により按分し算出。 )

様式第2号

文書番号

年 月 日

群馬県知事 へ

〇〇市町村長

〔 又は 協議会の所在地  
協議会の名称及び代表者名 〕

鳥獣害対策地域支援事業実施計画の承認について（申請）

鳥獣害対策地域支援事業実施要領第3の2に基づき、事業計画を承認されたく申請します。

注：様式第1号を添付のこと。

群馬県知事 あて

〇〇市町村長  
〔 又は 協議会の所在地  
協議会の名称及び代表者名 〕

鳥獣害対策地域支援事業実施計画の変更承認について（申請）

年 月 日付け群馬県指令技第〇〇〇-〇号により承認された標記事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、鳥獣害対策地域支援事業実施要領第3の5に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 変更内容及び変更の理由
- 2 変更後の事業計画

注1：様式第1号を添付のこと。

注2：作成に当たっては、変更の前後を対比できるように、変更箇所を二段書きとし、変更前を括弧書き（ ）で上段に記載すること。

群馬県知事 へ

〇〇市町村長  
〔 又は 協議会の所在地  
協議会の名称及び代表者名 〕

鳥獣害対策地域支援事業実績報告書

年度において、鳥獣害対策地域支援事業を実施したので、鳥獣害対策地域支援事業実施要領第3の6の(1)に基づき報告します。

注1：様式第1号を添付のこと。

注2：作成に当たっては、計画と実績を対比できるように、計画から変更があった部分は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

群馬県〇〇農業事務所長 あて

(又は市町村長 あて)

〇〇市町村長

(又は 協議会、団体の所在地  
協議会、団体の名称及び代表者名)

鳥獣害対策地域支援事業に係る交付決定前着手届の提出について

年度鳥獣害対策地域支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、鳥獣害対策地域支援事業実施要領第3の4に基づき交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由により、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

別添

メニュー・事業内容	事業費	着手予定 年月日	事業完了予 定 年月日	交付決定前着手を 必要とする理由